

議員提出議案第1号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月1日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	大 浜 一 郎	小 渡 良太郎
	新 垣 淑 豊	島 尻 忠 明
	仲 里 全 孝	新 垣 新
	下 地 康 教	石 原 朝 子
	仲 村 家 治	西 銘 啓史郎
	座 波 一	呉 屋 宏
	花 城 大 輔	又 吉 清 義
	末 松 文 信	島 袋 大
	中 川 京 貴	照 屋 守 之 章
	仲 田 弘 毅	上 原 章
	金 城 勉	

理 由

新型コロナウイルス感染症が、県民の生命や健康はもとより、県民生活及び県民経済に深刻な影響を及ぼし、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業が今なお危機的な状況にあることに鑑み、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策を引き続き強化するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の失効期限を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例（令和3年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。